

シンポジウム「食品摂取による内部被曝について考える」を開催して

平成24年度公害対策・環境保全委員会 委員長 西 直 哉

平成25年2月19日（火）午後6時から和歌山ビッグ愛6階会議室にて、大会主催によるシンポジウム「食品摂取による内部被曝について考える」を開催しました。

平成23年3月11日の福島第一原発の事故によって、放射性ヨウ素、セシウムなどの放射性物質が放出され、大気、土壌、河川及び海洋が汚染された結果、基準値を超える食品が流通する事態も生じました。

そこで、公害対策・環境保全委員会において、主に現在の基準値の妥当性、検査体制の問題点等について考えるシンポジウムを企画し、当日は、基調講演とパネルディスカッションを行いました。

1 基調講演

基調講演では、元京都大学原子炉実験所教員の岩本智之先生に、「食品摂取による内部被曝のしくみ」についてお話し頂きました。



岩本先生は、「放射能」と「放射線」の違い、放射線の種類、放射性物質が原発事故によって放出された経緯等をわかりやすく説明され、その上で、内部被曝のメカニズムを説明されました。

また、シンチレーション式サーベイメーターで、福島県で採取した落ち葉等のガンマ線測定の実習も行って頂きました。

2 パネルディスカッション

パネルディスカッションは、基調講演をしていただいた岩本先生をはじめ、消費者庁消費者安全課企画官の金田直樹氏、日弁連消費者問題対策委員会副委員長の石川直基弁護士（大阪弁護士会所属）及び「放射能から命を守りたい集い in 和歌山」代表の湯浅友美氏をパネリストとして迎え、「基準値及び検査の問題点」をテーマとして行いました。以下その概要を記載します。

（1）食品中の放射性物質の新基準値について

まず、平成24年4月1日から食品中の放射性物質の新基準値ができた経緯やその概要について金田さんから説明があり、石川弁護士からは、各食品の基準値を決める前提とされる、食品摂取による内部被曝の年間許容線量が、暫定基準時の5ミリシーベルトから1ミリシーベルトに引き下げられた点については評価できるものの、この

年間許容線量は、ICRP（国際放射線防護学会）の1990年勧告を基準に、（自然被曝を除いて）内部被曝・外部被曝をあわせて1ミリシーベルトと考え、それをもとに基準値を設定すべきであるという指摘がなされました。これに対し、金田さんから、外部被曝の数値は被災地周辺と他の地域でかなり差異があり、内部被曝・外部被曝を合わせて年間許容線量を考えた場合には、全国一律の基準を設定することは困難であるとの指摘がありました。また、金田さんは、消費者庁としては、基準値を定めるための食品安全委員会による食品健康影響評価及び厚生労働省による検討過程は適切なものと考えられるものの、消費者保護の観点から、基準値を定めるだけでなくこれを守るためのリスク管理措置をしっかりと行い、現状及び食生活上必要な対策等を正確な情報に基づいて示すリスクコミュニケーションも積極的に行わなければならないという意見を、厚生労働省に述べているというお話もされました。

湯浅さんは、原発事故前に国民が食べてきた食品中に含まれる放射性セシウムの量と、現在の基準値とを比較すると、後者が前者の5000倍から18万倍になっていることや、例えば1000ベクレルのセシウム137を一度に摂取した場合と、少量ずつ長期間かけて摂取した場合では、後者の方が体内残存量が多いこと等を指摘され、消費者、特に子どもを持つ母親の立場からの不安を話されました。

それに対し岩本先生からは、低線量被曝による被害については諸説あり、現在の基準値が絶対に安全とも言い切れないことを前提にしなければならないこと等、科学者

の見地から湯浅さんの疑問点に答えて頂きました。

諸外国の基準値との比較については、石川弁護士から、新基準値はEUの基準値と比較しても厳格と言えるものの、チェルノブイリ原発で影響のあったウクライナやベラルーシの基準についても、比較の対象として示す必要があったのではないかと指摘がありました。

（2）検査体制について

金田さんから、原子力災害特別措置法に基づき原子力災害対策本部が策定した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に従った放射性物質の検査の概要についての説明があり、石川弁護士が、当該検査は全種類の食品を対象としたものではなく、検査機器が高額で数が少なく検査の迅速性に欠けるといふ日弁連の平成23年10月の意見書があげている問題点を指摘されました。

この指摘に対しては、金田さんから、検査対象品目については高い値が出ている食品を重点的に行う等の工夫をしていること、検査機器の充実についても、各県が厚生労働省からの補助を受け、ゲルマニウム半導体検出器を配置した他、消費者庁も各自治体に対して簡易型のシンチレーション式検査器を貸し出すなど徐々に充実してきているという回答がありました。岩本先生からは、簡易な検査機器で個人が測定できるようになるのは一見望ましいように思えるが、安価な検査機器ではどうしても数値の信用性が落ちてしまうので、やはり国や自治体がきちんとした検査機器で検査を行うべきではないかと指摘がありました。

また、金田さんからは、上記「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に従った放射性物質の検査の対象自治体以外でも、ゲルマニウム半導体検出器やシンチレーション式検査器による検査を自発的に行う動きが広がっているとの指摘がありました。これに対しては、当職が、和歌山県の検査担当者から聞いた検査状況について、福島第一原発から和歌山までの距離を考えると、和歌山県産の食品からは基準値はもちろん、検出限界値すら出ないと検査担当者も認識しているのに、和歌山県では和歌山県産の食品のみ検査し、本来検査すべき県外からの流通品についての検査は行っていないことを紹介しました。湯浅さんからは、和歌山市が行っている検査は県外からの流通品も含まれているものの、県や市が行っている検査は検出限界値が20ベクレルであり高すぎることで、持込検査は費用が高すぎて一般市民が利用できるものではないこと等の問題点が指摘されました。

さらに、石川弁護士から、農林水産省食品産業局長が平成24年4月20日付で、民間業者が行っている自主検査を牽制するようにもとれる通知（「食品中の放射性物質に係る自主検査における信頼できる分析等について」）を出していることについて、消費者の立場から見れば、民間業者の検査の強化に水を差すようなものであるとの指摘があり（日弁連でも当該通知に対する会長声明を平成24年5月11日付で出している）、湯浅さんからも消費者の選択を狭めるようなことになっては困るとの指摘がありました。但し、金田さんからは、上記の局長通知は、混乱を避けるために、民間

業者が行う検査においても国が設定した基準値に基づいて判断するよう推奨するとともに、科学的に信頼できる分析方法を行うことを推奨しているものであり、民間業者において適切な検査機器を用いて正確な数値を出すのであれば、消費者の便宜のために基準値以下の表示をすることを否定するものではないという指摘があり、また、他のパネラーからも民間業者の検査が必ずしも信頼できるのかという点については疑問も指摘されました。

全品のベクレル表示については、金田さんからこれを法律で義務づけることは現時点では難しいとの指摘がなされ、石川弁護士は、必ずしも義務づけではなく、表示する場合のルール（検査機器、検出限界値等）を確立すべきであると指摘されました。湯浅さんからは、正確な表示をすることで、消費者にとっては選択の幅が広がり、生産者から流通業者まで食品に関わる全ての人にとっては責任感が生じるのではないかと、基準値以下でも全く安全とは言えない以上、表示すること自体に重要な意味があるとの指摘がありました。



以上のとおり、今回のシンポジウムは、食品中の放射性物質の基準値と検査体制の問題点を中心に検討しました。消費者の立場から言えば、より厳格な基準値と多くの検査が望ましいことは当然ですが、行き過ぎると生産者等の不利益も生じるところであり難しい問題です。まず、確かな情報と検査に対する信

頼が必要であり、また、基準値以下でもそれを示すためのルールがあればより消費者も安心できるはずであると感じました。

最後に、パネラーの方々をはじめ、シンポジウム開催にあたって御協力頂いた方々及び当日御来場頂いた方々に厚く感謝申し上げます。